

＜補助対象経費＞交付要綱の第5関連

①報償費

講習・研修講師への報酬、謝金 など

②旅費

講習・研修会場への交通費 など

③需用費(消耗品費、印刷製本費、教材費)

介護業務マニュアル印刷費、日本語学習教材購入費 など

④役務費(通信運搬費、手数料、保険料、翻訳料、通訳料)

インターネット回線使用料、郵送料、研修に伴う保険料、介護業務マニュアル翻訳料 など

⑤委託料

日本語教育、異文化理解講習の外部委託費

⑥使用料及び賃借料

研修会場等の使用料、多言語翻訳機リース代 など

※多言語翻訳機以外の機器(パソコンやタブレット端末等)のリース代は、対象外

⑦備品購入費

多言語翻訳機購入代に限る。

※多言語翻訳機以外の機器(パソコンやタブレット端末等)の購入代は、対象外

⑧補助金(入学金、授業料、受講料に限る。)

事業所が外国人介護職員に対し補助した日本語学校への入学金・授業料、日本人職員等に対し補助した異文化理解講習の受講料 など(事業所が職員に代わって支払う場合を含む。)